

那賀町本人通知制度事前登録申請書(新規・更新)  
 那賀町本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

那賀町長 殿

那賀町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

第4条第1項  
 第5条第5項 の規定に  
 第6条第1項

基づき、次のとおり 登録を(□新規 □更新)申請します。  
 登録事項の(□変更 □廃止)を届け出ます。

年 月 日

|                    |                     |                                    |    |     |  |                 |
|--------------------|---------------------|------------------------------------|----|-----|--|-----------------|
| 申請者<br>(登録<br>対象者) | フリカ`ナ               |                                    |    |     |  | (連絡先) 自宅・携帯・その他 |
|                    | 氏名                  |                                    |    |     |  |                 |
|                    | 現住所                 |                                    |    |     |  |                 |
|                    | 生年月日                | 年 月 日                              | 性別 | 男・女 |  |                 |
| 代理人                | 区分                  | 法定代理人 (□未成年者法定代理人 □成年後見人) □その他の代理人 |    |     |  |                 |
|                    | フリカ`ナ               |                                    |    |     |  | (連絡先) 自宅・携帯・その他 |
|                    | 氏名                  |                                    |    |     |  |                 |
|                    | 住所                  | □申請者と同じ                            |    |     |  |                 |
|                    | 生年月日                | 年 月 日                              | 性別 | 男・女 |  |                 |
| 通知<br>対<br>象       | □住民票関係              | □現住所と同じ                            |    |     |  |                 |
|                    |                     | □以前の住所(裏面のとおり)                     |    |     |  |                 |
|                    | 戸籍関係<br>□戸籍票<br>□附票 | □現在の本籍・筆頭者                         |    |     |  | 筆頭者             |
| 那賀町                |                     |                                    |    | ( ) |  |                 |
|                    |                     | □以前の本籍・筆頭者(裏面のとおり)                 |    |     |  |                 |
| 変更区分               |                     | □氏名 □住所 □本籍 □筆頭者 □その他( )           |    |     |  |                 |
| 変更前                |                     |                                    |    |     |  |                 |
| 変更後                |                     |                                    |    |     |  |                 |

(注) 申請の際に次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)
- (2) 法定代理人が申請者の場合、(1)の他にその資格を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- (3) その他の代理人が申請者の場合、(1)の他に代理人である旨を証明する書類(委任状)
- (4) 現在、那賀町に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類。

署名(本人又は代理人)  
 ●裏面の説明及び注意事項について確認しました。

※事務処理欄

|   |      |     |       |      |
|---|------|-----|-------|------|
| 本人確認書類  | 登録番号 | 処理日 | 登録年月日 | 受付   |
| □運免 □旅券 □番号カ □在留カ<br>□その他( )                  |      | ・ ・ | ・ ・   |      |
| 権限確認書類  | 審査   | 名簿  | 住基    | 戸籍   |
| □戸籍謄抄本(公簿・照会・その他( ))<br>□登記事項証明書 □委任状 □その他( ) |      |     |       | 入力確認 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 住民票関係(以前の住所)    | 旧姓  |
| 那賀町             | ( ) |
| 那賀町             | ( ) |
| 那賀町             | ( ) |
| 戸籍関係(以前の本籍・筆頭者) | 筆頭者 |
| 那賀町             | ( ) |
| 那賀町             | ( ) |
| 那賀町             | ( ) |

## 注 意 事 項

- この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者等に交付したときに、事前登録した者に対し、その交付した事実を通知する制度です。  
**※第三者等から住民票の写し等の交付請求があった場合に、その交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。**
- 対象となる証明書
  - 住民票の写し(除票、改製原を含む)
  - 住民票記載事項証明書(除票、改製原を含む)
  - 戸籍の附票の写し(除附票を含む。磁気ディスクをもって調製される以前の除改正原附票を除く。)
  - 戸籍謄本・抄本[全部・個人事項証明書](除籍、改製原を含む)
  - 戸籍記載事項証明書・一部事項証明(除籍、改製原を含む)
- 第三者等とは、本人以外の者です。ただし、次の請求は除きます。
  - 住民票関係・・・本人と同一の世帯に属する者からの請求
  - 戸籍関係・・・戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系親族からの請求
  - 国又は地方公共団体の機関からの請求
  - 遺言書作成又は訴訟・裁判のための請求
  - その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求
- 通知の内容は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付した場合に限り送付します。また、事前登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ通知の対象とはなりません。
- 通知書では、交付年月日、交付証明書の種別及び通数並びに交付請求者の種別(本人等の代理人、第三者)です。交付請求者の住所や氏名を通知することはしません。
- 事前登録の期間は、登録日から起算して3年経過後の月末までです。  
登録日は、申請日の翌日になります。(登録日以降の交付請求が通知の対象となります。)
- 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更届が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には、事前登録を廃止しますのでご注意ください。
  - 死亡、国外転出、居所不明等により、登録者の住民票が削除されたとき。
  - 郵送した那賀町住民票の写し等交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が不明のとき。
  - 事前登録者に係る住民票の写し等の保存期間が経過したとき。
- 登録期間満了後、引き続き事前登録を希望される場合は、当該登録期間満了の1月前から更新手続きが行えます。更新申請の登録期間は、期間満了の日の翌日から3年です。当該期間満了の日が本町の休日に当たるときは、前開庁日までに手続きを行ってください。  
**※更新申請をされないまま登録期間が経過した場合、自動的に事前登録は廃止されます。なお、廃止通知は行いませんので、ご注意ください。**
- 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。